

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸治重様

総務委員長 石井良司

総務委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成29年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成29年10月19日（木）から10月20日（金）まで

2 視察先

芦屋市（兵庫県）、倉敷市（岡山県）

3 視察項目

(1) 債権管理条例（芦屋市）

本市では、平成25年7月に市税と国民健康保険税の収納体制を強化するため、市民部保険課国保納税係の事務等を市民部納税課に統合し、効率的な債権管理を進めるとともに、平成28年3月に策定した「新・三鷹市行財政改革アクションプラン2022」における自治体経営の基本的な考え方の中で、財政基盤の強化の施策のひとつとして、市税等の収納率の向上と市債権管理の適正化を掲げているところである。

本年度においては、平成25年度の債権管理・回収検討プロジェクト・チームにおける検討経過を踏まえ、市税を初め、各種サービスに係る利用料金、貸付金の返還金など市の保有する債権の適正な管理を図るため、債権管理条例（仮称）の制定に向けて、取り組んでいるところである。

このことから、本市議会としても債権管理条例の制定のあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

(2) 男女共同参画（倉敷市）

本市では、平成24年3月に策定した「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」について、第4次三鷹市基本計画（第1次改定）と連動する形で、平成28年3月に第1次改定を行うとともに、平成24年の配偶者暴力防止法の改正

を踏まえ、三鷹市配偶者等暴力対策基本計画を同行動計画に含む形で新たに位置づけたところである。

あわせて、人権尊重など総合的な男女平等参画の推進を図るため、配偶者等からの暴力根絶に向けたDV防止のための啓発用リーフレットの作成、「こころの相談ダイヤル」を開設するとともに、ライフ・ワーク・バランス推進のための市民協働講座の開催、女性センター機能の充実とさらなる活性化に取り組んでいるところである。

このことから、本市議会としても男女共同参画のあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 総務委員

石井 良司、高谷真一朗、寺井 均、渥美 典尚、野村 羊子、
後藤 貴光、大城 美幸

(2) 同行職員

企画部長・都市再生担当部長 土屋 宏

(3) 随行職員

議会事務局副主幹 黒崎 晶

債権管理条例

1 芦屋市における債権管理の取り組み

平成19年4月に、債権管理取扱指針の作成に向けて、各所管とのヒアリングを実施する中で、債権ごとに時効、督促・催告、未収状況、滞納処分の有無等の整理を行った。同時に、全庁的な取り組みとして、徴収部門や先進自治体の取り組み事例の紹介をテーマとして、研修会を開催した。その研修会においては、顧問弁護士及び他の自治体職員を講師とし、市職員だけでなく、他の自治体職員も参加が可能とする幅広い形で実施された。

平成19年10月に、債権管理取扱指針を作成するとともに、市が保有する債権における督促状等の各種帳票の様式の整備を行った。

平成21年4月に、適正な債権管理にも資するよう債権管理条例を制定するとともに、債権管理取扱指針についても債権管理条例との整合性を図った上で、実務に即した改訂を行った。

債権管理を総括的に所管する組織として、平成23年4月に債権管理課を新設するなど組織改正を行うとともに、芦屋市が保有する債権の滞納額の圧縮に取り組んでいる。

2 債権管理の取り組みに至る背景

徴収率の向上や債権管理の重要性については、市全体として認識していたが、各所管課の職員から、以下のような課題が指摘されたことに伴い、自主研究グループを立ち上げ、その課題解決に向けた検討が行われることとなった。

- ・各債権の時効、債権管理のあり方の整理
- ・統一的な債権管理マニュアルの作成
- ・私債権の回収手続の理解、支払督促などの法的な対応方法
- ・非強制徴収公債権及び私債権の手続と強制徴収公債権の手続との違い
- ・地方自治法における債権管理の規定との実務上の整合
- ・不納欠損のあり方、私債権の権利放棄

※ 主な債権分類

強制徴収公債権	市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料
非強制徴収公債権及び私債権	市営住宅使用料、水道料金、災害援護支援貸付金、留守家庭児童会育成料、霊園維持費負担金、診療料

3 具体的な取り組み

(1) 未収金問題研究会の開催

平成19年4月に自主研究グループである未収金問題研究会をつくり、同年4月から8月まで5回開催し、参加者は延べ62人であった。全5回の研究会のアドバイザーとして、弁護士（全5回の報酬5万円）を依頼した上で、公債権と私債権の違いなどの検討を行った。

(2) 債権管理取扱指針の作成

未収金問題研究会の議論等を経て、平成19年10月に以下のような内容を盛り込んだ債権管理取扱指針を作成した。

- ・各債権の法的根拠、時効、滞納処分の有無などの明確化
- ・各債権の徴収の流れの明確化（滞納処分、裁判所による回収）
- ・債権管理条例の制定に合わせ、私債権の権利放棄、不納欠損の扱いの明確化
- ・各種帳票（督促状、催告状、分割納付誓約書など）の例の明示
- ・税徴収における債務者との交渉記録、文書催告の方法などの紹介
- ・債権管理に関する質疑応答の作成

(3) 債権管理条例の制定

平成21年4月に、徴収見込みのない債権の早期収束と適正な不納欠損を行うことを目的とし、また、徴収計画、徴収手順を市全体に定着させ、適正な債権管理にも資するよう債権管理条例を制定するとともに、債権管理取扱指針についても私債権の権利放棄、不納欠損の取り扱いの明確化、質疑応答の追加などの実務に即した改訂を行った。条例の主な内容は以下のとおりである。

- ・権利放棄の明確化（私債権の時効経過後、相続限定承認、行方不明、破産免責など）
- ・条例による権利放棄について議会への諸般報告の実施
- ・台帳の要件を規則で定めること
- ・徴収計画書提出の義務づけ

(4) 債権管理課の新設及びその後の経過

平成23年4月に新設された債権管理課においては、私債権も含め、市が保有する債権を全て一元管理することが理想であるが、個人情報取り扱い等の課題があることから、地方自治法等に滞納処分規定のある債権（強制徴収公債権）を対象とした。

平成27年8月に債権管理課職員において、市が保有する債権に係る徴収体制及び債権の一元化について検討した結果、強制徴収公債権については、システム環境の統一は可能であるが、非強制徴収公債権及び私債権については、時効の管理、個人情報の取り扱いに課題があることから、一元化することは困難であるものと判断した。

平成29年4月には、債権管理課内の収税係と債権管理係を債権管理係に統合し、同係への移管案件を増加させることで滞納額の圧縮に努めるとともに、非強制徴収公債権及び私債権の未収金実績報告、徴収計画書及び債権放棄に係る進行管理を実施し、各所管課へのヒアリングを通じて、徴収方法等の助言を行った。

また、コンビニ納付については、市税、国民健康保険料、介護保険料及び水道料金に導入しているが、他の債権についても、システム改修に合わせて導入する予定である。クレジットカードによる納付については、市立病院における診療料に導入しているが、市税、国民健康保険料についても、システム改修に合わせて導入する予定である。

4 効果

過年度滞納分については、徐々にではあるが、圧縮されているところである。なお、現年度分の滞納繰越額の圧縮に努めるとともに、徴収見込みのない債権の権利放棄にも積極的に取り組んでいるところである。

過去3年の滞納額の推移 (単位：千円)

年度	市税	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	保育所保育料
26	1,036,511	494,718	30,207	16,431	8,870
27	940,001	466,068	29,728	13,555	7,190
28	892,084	455,561	25,755	11,581	5,171

平成29年6月議会報告 権利放棄した債権額 (単位：千円)

債権の名称	放棄した債権額	権利放棄した事由	件数
霊園維持費負担金	329	第1号(時効経過)	34
	67	第3号(失踪、行方不明)	3
市営住宅使用料	4,294	第3号(失踪、行方不明)	81
上宮川町住宅使用料	2,820	第3号(失踪、行方不明)	96
市営住宅自動車保管場所使用料	380	第3号(失踪、行方不明)	38
留守家庭児童会育成料	124	第3号(失踪、行方不明)	25
水道料金	1,794	第1号(時効経過)	199
	1,245	第3号(失踪、行方不明)	271
	25	第4号(破産法、会社更生法)	5
病院事業 診療料	3,409	第1号(時効経過)	161
	506	第4号(破産法、会社更生法)	17

※ 権利放棄事由の号は、芦屋市債権管理に関する条例第7条第1項各号による。

5 今後の課題

(1) 情報の共有化

強制徴収公債権は国税徴収法第141条（質問・検査）、第142条（搜索）が適用されることから、情報の共有化は可能であるが、非強制徴収公債権及び私債権の進行管理については、情報の共有化が困難であることから、債権管理課の事務執行の妨げになる可能性がある。

(2) 所管課職員の債権管理能力の向上

市税、国民健康保険料の徴収部門以外の所管課については、債権管理に割り当てられる人員、時間等が限られることや債権管理に係るシステム体制が脆弱なため、ノウハウの共有、効果的な事務処理が必要である。

(3) 権利放棄対象のチェック

条例による権利放棄については、所管課はもとより、債権管理課でも事由をチェックしているが、別途庁内で構成するチェック体制も必要である。

(4) 督促・催告の定型的な実施

督促・催告の早期着手によって、徴収率は向上することから、各債権の所管課においても定型的な督促・催告を実施するとともに、分割納付等における進行管理の徹底が必要である。

◎ 主な質疑

- ・ 債権管理条例に係る市民への周知について
- ・ 債権管理条例の制定に至った経緯及び私債権の歳入に係る効果について
- ・ 市債権における権利放棄額の市議会への報告のあり方について
- ・ 市債権の未納者における生活困窮者対策の概要と生活再建及び自立支援対策の取り組みについて
- ・ 市債権の未収額に係る監査委員からの指摘について
- ・ 市債権の未収時における連帯保証人への働きかけについて
- ・ 市債権未納者に対する徴収対策の強化への懸念について
- ・ 非強制徴収公債権及び私債権における時効援用のあり方について
- ・ 非強制徴収公債権及び私債権における債権管理に係る民間活力の活用について

◎ 主な提供資料

- ・ 債権管理条例に係る視察資料
- ・ 未収金徴収ヒアリングシート
- ・ 徴収計画書

男女共同参画

1 男女共同参画施策の経緯

男女共同参画社会基本法では、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、緊要な課題としている。市町村は、男女共同参画社会基本法第14条第3項において、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないと規定されている。

このことを踏まえ、倉敷市では、倉敷市男女共同参画条例（平成13年4月1日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人一人が人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定し、男女共同参画施策を推進してきた。

こうした中、平成27年10月に男女共同参画の社会づくりを考える国内最大規模の大会、日本女性会議2015倉敷を開催し、全国からの参加者とともに、一人一人が輝ける社会のあり方について、議論を行った。そして、社会のあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、「わたしたち」が行動を起こし、将来を変えていくとの決意を示した大会宣言を採択し、倉敷市から全国に向けて、男女共同参画への取り組みを積極的に発信した。

2 日本女性会議2015倉敷の概要等

(1) 日程

平成27年10月9日（金）～11日（日）

(2) 大会テーマ

思いやり 男女（ひと）が集う 白壁のまち
～ライフステージとそれぞれの男女共同参画～

(3) 開催場所

倉敷市民会館、倉敷アイビースクエア、倉敷市芸文館、倉敷市立美術館、倉敷公民館、新溪園

(4) 大会内容

日程	内容	概要
10月9日 (金)	開会式	
	基調報告	内閣府男女共同参画局からの報告 テーマ 日本の男女共同参画施策の現状と今後の課題について
	記念講演	武内陶子さん、上田紀行さん夫妻による講演・対談 テーマ 男性社会で平等になるのを目指すのではなく、女性が輝いて日本を変えよう
	交流会	
10月10日 (土)	分科会	歴史（女性史）、セクシュアル・マイノリティ（女性会議で初めての取り組み）、防災、貧困、子育て、食育、コミュニケーション、居場所づくり、DV、若者の10テーマで実施
	特別報告	UN Women日本事務所長からの報告 テーマ 国際的な男女共同参画の取り組みとUN Womenの役割
	記念シンポジウム	コーディネーター 沖陽子氏（岡山大学副学長） パネリスト 光岡由佳氏（モーハウス代表）、渥美由喜氏（東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス主任研究員）、伊東香織氏（倉敷市長） 仕事、子育て、介護などライフステージに応じた理想の社会のあり方のパネルディスカッション
	閉会式	
10月11日 (日)	エクスカージョン	

(5) 成果

日本女性会議2015倉敷を開催したことにより、倉敷市における男女共同参画への取り組み、地域の特産品や観光資源を全国へPRすることができた。また、分科会を通じて、地元商店街、事業所及び社会福祉協議会等が新たにつながりを築いたことによって、男女共同参画の重要性をアピールすることができ、大原美術館を初めとした地域団体のレベルアップに寄与したところである。

3 くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～の策定

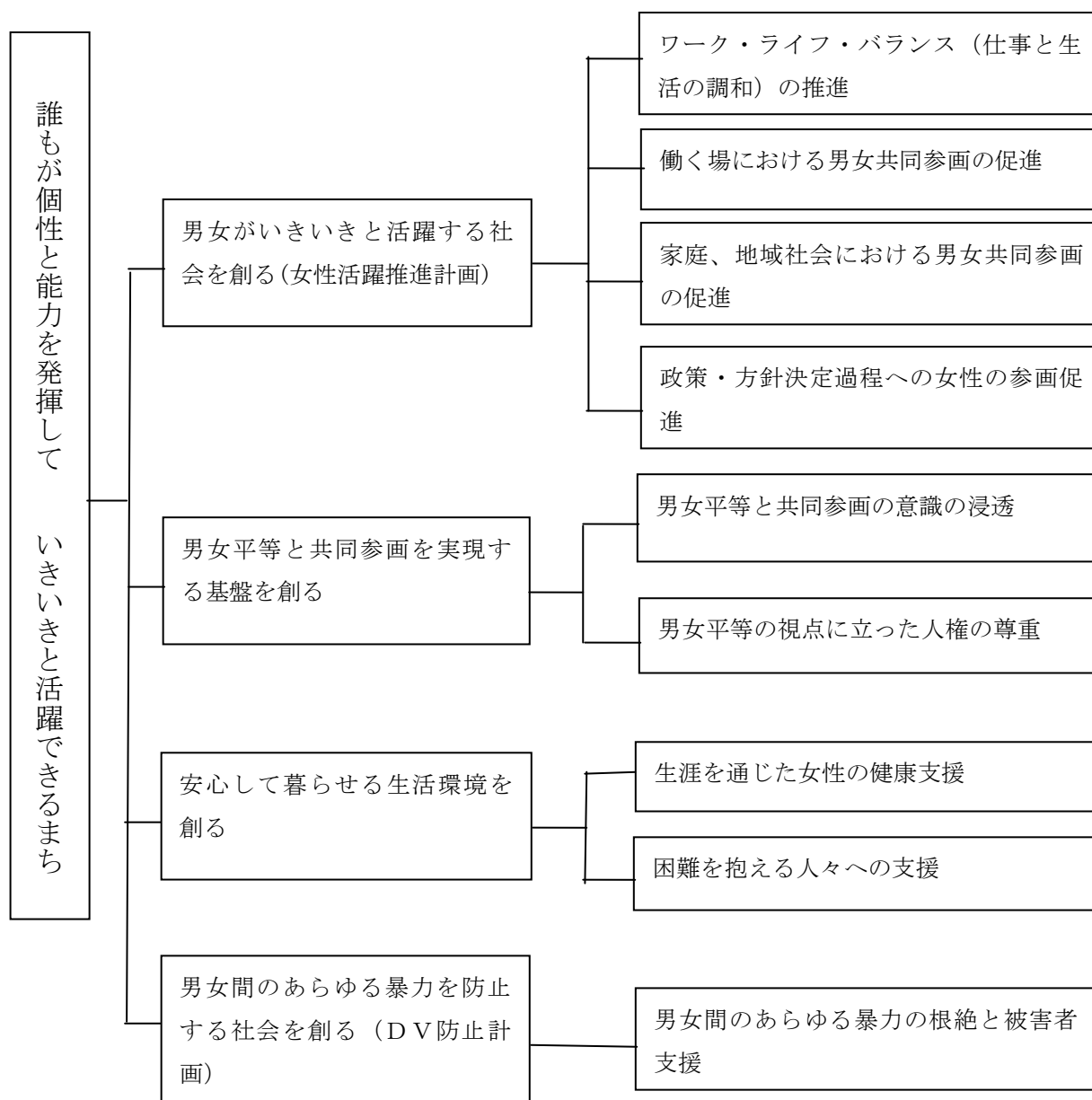
日本女性会議2015倉敷の開催を男女共同参画社会の実現に向けた大きな一歩とし、日本女性会議2015倉敷で得られた貴重な成果と機運の高まりを生かして、今後の倉敷市における男女共同参画の施策を推進するため、平成28年3月に平成28年度から平成32年度を計画期間とするくらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～を策定した。

(1) 計画の体系

基本理念

基本目標

重点目標



(2) 計画の推進と推進体制の整備

ア 計画の進行管理と評価の実施

効果的な計画の推進を図るため、実施される施策、事業に対しては客観的な評価分析を行うものとし、評価結果を次年度の施策の推進に生かす。

イ 庁内推進体制の充実

倉敷市人権施策推進本部と倉敷市人権施策推進会議を開催し、問題や改善すべき点等を共有することで、庁内推進体制の充実を図る。

ウ 市民、事業者等との連携の推進

倉敷市は、市民や事業者等と連携し、市民や事業者が実施する男女共同参画に関する事業に積極的に協力するなど、協働による男女共同参画を推進する。

エ 国、岡山県、他都市との連携及び協力

本計画の効率的な推進を図るため、国、岡山県、他都市との連携や交流を図ることで、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に生かす。

オ 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設としての機能の充実・強化を図る。

4 個別具体事業

(1) 2017くらしき男女共同参画フォーラム

ア 日程

平成29年10月28日（土）

イ テーマ

いのちを守る 明日への備え ～防災と男女共同参画～

ウ 開催場所

倉敷市芸文館

エ 内容

(ア) ワークショップ

「わたしたちにできること」

～災害、備災と女性の役割～

「自分の住む町を知り、命を大切に慈しむ心を育てる」

～子ども向け防災体験プログラム～

(イ) 講演

演題 「災害に備える！今日から役立つ防災新常識」

講師 山村 武彦氏（防災・危機管理アドバイザー）

(ウ) 対談

山村 武彦氏と倉田真由美氏（漫画家）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進セミナー

ア 日程

平成29年1月25日（水）

イ 開催場所

ライフパーク倉敷

ウ 内容

(ア) 講演

演題 「個人も組織も成長する働き方改革」

講師 佐々木常夫氏（元東レ経営研究所社長）

(イ) 事例発表

市内事業所3社からの事例発表

(3) 倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度

ア 対象

倉敷市内に事業所を有する法人または団体及び従業員との雇用関係を有する個人事業主

イ 認定基準

性別等にとらわれない多様性のある人材活用と制度運用、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進の3つの認定分野に積極的に取り組む事業所を認定

ウ 認定期間

3年間（3年ごとに更新申請が必要）

エ 特典

名刺や販促物へ印刷のできる認定証の交付及び認定マークの使用、事業所名を倉敷市ホームページに紹介、倉敷市主催の就職説明会におけるPR、協力金融機関（4行）で融資金利の優遇

(4) その他

男女共同参画づくりを目指し、各分野で積極的に取り組まれている個人や事業所を対象とする男女共同参画社会づくり表彰（個人・事業所）、コミュニケーション、ネットワークづくりなど男女がよりよいパートナーとなるための講座（全6回）を実施するパートナーシップ向上セミナー、男女共同参画をテーマに描いた4コマ漫画を募集し、入賞作品を倉敷市内で巡回展示を実施する男女共同参画作品展などのさまざまな事業を実施している。

(5) 成果

毎年の評価指標と目標値の達成状況では、男女共同参画社会実現に対する意識改善や子育てのための支援体制の充実等に一定の成果を上げている。

また、男女共同参画に係るさまざまな施策の推進により、「子育てするなら倉敷で」と言われるまちを目指し、合計特殊出生率が平成19年度の1.50から平成28年度には1.64に上昇するとともに、働く女性の比率の増加、倉敷市職員の女性比率は上昇傾向となっている。

5 倉敷市男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）

男女共同参画推進センターは男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設として設置され、団体活動の支援や講演会・講座などの開催、相談業務等を行っている。

平成9年に女性ふれあいセンターとして設置し、平成13年に現在の名称である男女共同参画推進センターに改称し、平成14年に倉敷駅前にあるくらしきシティプラザ東ビル天満屋倉敷店の6階に移転し、現在に至っているところである。あわせて、平成21年に配偶者暴力相談支援センターの機能を持ち、平成28年に配偶者暴力相談支援業務の対象を高梁川流域圏（7市3町）の住民に拡大し、DVを初め、女性のさまざまな相談の受け付け等を行っている。

(1) 開館時間等

午前9時から午後5時30分

休館日は月曜日・祝日（月曜日と重なった場合は火曜日）

面積 551.3平方メートル

（第1・第2・第3会議室、談話室、親子ふれあい室、事務所等）

(2) 事業概要

ア 講演会・講座の開催

男らしさ・女らしさといった性別役割（ジェンダー）にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できるような社会を目指し講演会等を開催

イ 団体活動の支援

活動支援、男女共同参画推進事業委託

ウ 相談業務

(ア) 相談員が電話や面接により相談を受ける一般相談

毎週火曜日から土曜日 午前9時から午後5時

(イ) 弁護士（女性）による無料法律相談

毎月第2、第3木曜日 午後1時から午後4時

1人30分、1日定員5人、年間1回のみ

毎月初旬ころに予約受け付け開始

(3) 成果

「広報くらしき」や相談窓口を案内するカード等を通じて、男女共同参画推

進センターを周知することにより、DV相談を含めた相談件数は増加傾向にある。特に、DV等の被害者については、男女共同参画推進センターを中心として、個々の事情に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいる。

6 今後の課題

政策・方針決定過程への男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進については、男女の性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識が根強く残っている状況があり、課題を残している。

また、マタニティ・ハラスメント、防災及びまちづくりなど、従来の施策に加えて、新たな分野への取り組みについても推進する必要がある。

◎ 主な質疑

- ・男女共同参画条例の制定に至った経緯等について
- ・固定的性別役割分担意識に係る基本的考え方について
- ・男女共同参画施策に係る事業所等への働きかけについて
- ・くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～の策定に向けた市民意見の聴取と計画への反映等について
- ・くらしき男女共同参画フォーラムの開催に向けた取り組みについて
- ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの位置づけ等について
- ・男女共同参画推進事業所認定制度の促進に向けた倉敷市の取り組み状況について
- ・男女共同参画作品における中学生への配付とその後の活用のあり方について
- ・倉敷市男女共同参画推進センターにおける一般相談につなげる方策と周知等について
- ・DV等の被害者への対応に係る基本的考え方について

◎ 主な提供資料

- ・男女共同参画施策に係る視察資料
- ・くらしきハーモニープラン概要版
- ・倉敷市男女共同参画推進センター相談件数

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。